

平成 19 年 1 月 23 日

東京都
知事 石原 慎太郎殿

〒100-1101 東京都三宅島三宅村神着 320-2
三宅島ふるさと再生ネットワーク
会長 佐藤 就之

三宅島非帰島島民に対する要望書

2000 年三宅島噴火災害の復旧・復興事業の取り組みに対して、心より感謝申し上げます。

1. 非帰島島民の現状について

2005 年 2 月 1 日の全島避難解除から丸 2 年を経過しようとしています。村の発表では、2000 年 8 月 1 日の避難前人口 3,855 人、1,972 世帯に対して、昨年 12 月 1 日付の人口と世帯数は 2,910 人、1,753 世帯となっております。

避難前と現在との人口差は 945 人減少、世帯数差では 219 世帯の減少となっています。ところが定着した実島民数は 2,000 人程度で非帰島島民はもっと多く様々な理由で流動的であるとの見方が有力です。世帯数では、私たちの調査では 2006 年 11 月で都内 161、都外 9 県に 56、合計 217 世帯、転居先不明 153 世帯を加えると 370 世帯となります。この転居先不明の方々は、主に家屋損壊と高齢化・病身等のために親族などを頼り転居、一方では 7 割の子どもは帰島せず、子育て世代が片親の実家、縁故、新居などに転居しているために配偶者、子どもと別居などの二重生活を強いられている深刻な実態が報告されています。

約 1,000 人におよぶ帰島しない島民について、本人の意思であるかのように言い募る人もありますがそのような事はありません。

非帰島の原因は、長期避難による家屋の損壊と高齢化、病身のために公営住宅、親族に身を寄せる方、雇用機会のない方、帰島前に村の指定した医師の診断で高感受性者の診断を受け帰島を見合わせている方および乳児、子どもたちが火山ガスの影響を受ける可能性があるとして医師に言われ帰島を見合わせた子育て世代の親子、全島 45%の立ち入り規制を受け、住居と生業を奪われた高濃度地区の多数の島民など厳しい行政処分的な制限と帰島条件により「帰島できない」または「しない」と自己の希望に背く不本意な避難生活を継続しているのです。全島避難解除後においても重要な行政責任として対処すべきであることは明白です。

火山ガスの対応も前例のない異例の事であり医師、専門家に判断を委ねているだけでは、島の復興にとっても多大な影響を受けます。帰島島民の帰島条件整備、改善による人口増の努力は島の復興にとって戦略的課題として重視し対応すべきです。

2. アンケート結果とその原因

さて私たち「三宅島ふるさと再生ネットワーク」では、「帰島できない三宅島島民の実情を広く世に知ってもらう事とその状況を改善することを目的」に 2006 年 11 月にアンケートを集約しました。その内容は、添付資料の「三宅島島民の生活状況についてのアンケート（解説）」の通りですが、回答者の 7 割が 60 歳以上である事を留意して早期に改善策をお願いしたいと思います。

非帰島島民世帯の6割強が1年前より生活が苦しくなった、預貯金が減ったが半数、全く無くなったが7分の1で、増えた世帯は無い状況です。そのため今後の生活が苦しくなる世帯が半数以上に上っています。また6割強が「いずれは帰島したい」と回答し「帰島しない」は2割強と少数となっています。さらに今回のアンケートに於いては、村の非帰島島民に対し同じく長期避難生活を行ってきた被災者島民にもかかわらず救済の施策は不公平であり差別感を強く持ちながら切実な要望が多数寄せられています。

この原因は、三宅村では、帰島1年経過後の2006年3月の第1回定例村議会において複数の村会議員が非帰島島民や高濃度地区住民対策の改善を求めたものに対して、「国・地方を通じて自然災害に起因するものの保障と言うものは基本的にはない」とした上で、三宅島の今回の噴火災害に対しては「公的には(2005年の)避難指示解除を持って2000年噴火災害は終了したものであるということで全体の仕組みがそうになっている」など答弁(概要)を行っています。そのなかでも村長判断でぎりぎりの改善施策の努力をしていることを理解してほしいと述べております。

しかし1,の非帰島島民の現状、高濃度地区の禁止条例等の制限は噴火災害そのものです。

このような行政判断と決定では、いくら私たちが声を大にして要望を上げても聞き入れないはずで。

行政の救済責任は無いのでしょうか。また今日の現状、火山ガス放出、日々のガス警報に対して「噴火災害は終了した」と言えるのでしょうか？

このままでは平成19年度以降の救済施策は廃止されて、「規制はすれども救済なし」或いは「公共・防災復旧事業はすれども島民の人間復興・生活再建の支援無し」と思われても過言ではないと思います。

私たちは、これまで都と国がライフラインの復旧、都の住宅再建の150万円支給等最大限の物心両面でご努力を頂いたこと、また現在においても石原都知事の発案による三宅島でのオートバイレース等で東京都として三宅島の復興のためのプロジェクトの取り組み等については十分に承知し感謝を致しております。その上でのお願いですがぜひ非帰島島民の要望実現に真摯な取り組みをお願い致します。

3 「緊急火山ガス被災者救済計画」の策定を三宅村と協議しご協力をお願い致します。

世界にも類を見ないといわれる長期火山ガスによる被災地三宅島のこの救済には、前例も無く国の制度の限界等さまざまな困難な制約があると思います。しかし該当地方自治体としては現状を直視して約1,000人の非島島民および157世帯、331人(05年1月現在)の高濃度地区等の被災者救済のために国に強く協力を求めると共に今からでも全国の善意の人々にご協力をお願いし「被災者生活再建基金」(仮称)等の創設の努力を行う必要があると思います。

三宅村に対して私たちは、現在の「復興計画」と併行して「緊急火山ガス被災者救済計画」(仮称)を新設し、二本立ての「総合長期復興基本計画」を島民参加により練り直すべきであると提案しております。これらにより都においても国の諸制度を上回る救済の努力をお願い致します。

そのためには島民とともに当ネットワークも全力で協力を惜しみません。さらに三宅島の窮状を全国に発信して、世論喚起のためマスコミ等に現状が正しく伝われば、国においても三宅島のような「長期災害」に対して「被災者救済制度」の確立のための新たな一石を投ずる事も可能です。

以上の趣旨を含めて、下記の問題に付いて早急に対応を講じていただきたく要望をします。ので、ご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 帰島に係る各支援制度の打ち切り期限の延長について

- 1 , 国の「被災者生活再建支援金」の打ち切り延期を国に要請をしていただきたい
- 2 , 東京都「三宅島災害被災者帰島生活再建支援金」の支給打ち切りの延長をしていただきたい
アンケートの結果でも非帰島島民の 6 割が帰島を望み火山ガス、村営住宅の空きがないなどで帰島できない人もいる、帰島後の住宅再建の貴重な支援制度です。
- 3 , 都・国の「災害援護資金貸し付け」の打ち切り延長をしていただきたい
 - 非帰島島民の避難生活と帰島に係る要望について
- 4 , 航空路の早期再開をしていただきたい
都においては、空港施設整備、上空調査等のご努力に感謝いたします。非帰島島民は、高齢で高感受性者や病弱者が多くアンケートでも再開希望が 5 割を越えています。当ネットでも在京者等に空路再開の署名の協力を求めたところ 110 人が取り組み 1,129 筆を集め「会」に提出しました。観光のためもあります生活交通機関としても早期の再開のための一段のご努力をお願い致します。
- 5 , 在京者で三宅島帰島を望んでいる者に対する渡航費用の補助をしていただきたい
- 6 , 医療費、年金などの保険料の減免や補助をしていただきたい
- 7 , 生活費補助、電気、ガス、下水道など基本料金の減免や補助をしていただきたい
- 8 , 在京者の都営住宅家賃の減免、三宅島の住宅の補修や再建への補助、高濃度地区被災者向けの村営住宅増設支援など住宅問題について支援をしていただきたい
- 9 , 子どもの教育費補助および渡航費の補助をしていただきたい
- 10, 就労、就業保障と相談、情報提供などしていただきたい
- 11, 高濃度地区住宅に脱硫装置を設置して生活が出来るようにご支援をいただきたい
- 12, 三宅診療所に人工透析の機器の導入のためにご支援をいただきたい
- 13, 在京者に対する東京都、三宅島の情報を提供ができる体制をしていただきたい
- 14, 国にたし三宅島の噴火災害等の長期に及ぶ災害に救済策制度の要請をしていただきたい

以上